

# 落札業者の方へ

令和 8 年 4 月 1 日

大牟田市（企業局）の公共工事の施工等に当たっては、関係法令及び約款等を遵守し、次の事項に留意のうえ、契約の適正な履行に努めてください。

## 1 契約の締結

- 契約書は、記名押印し、落札決定の翌日から起算して7日（大牟田市の休日を定める条例（平成元年条例第11号）第1条第1項に定める市の休日（以下「市の休日」という。を除く。）以内に契約検査室に2部（うち市で保管する1部については、袋とじ製本、左綴り用の2穴を開けてください。）提出してください。
- 契約金額が500万円以上のときは、契約金額の10%以上の契約保証が必要です。(1)契約保証金（現金）、(2)有価証券（市内の銀行振出小切手等）、(3)銀行等の保証、(4)前払金保証事業会社の保証、(5)履行保証保険、(6)公共工事履行保証証券のいずれかとなります。
  - (1)の場合は、納付書の準備が必要となりますので、事前に来庁日時の連絡をしてください。
  - (2)～(6)の場合は、銀行、保険会社等で各々の審査があり日数を要します。期限内（落札決定の翌日から起算して7日（市の休日を除く。）以内に契約の締結ができるよう、事前に手続の方法を確認し、落札者決定後迅速に手続を行ってください。また、保証書等についての内容を確認しますので事前にFAXで送信してください。
  - 電子保証を利用される場合は、手続の方法を大牟田市のホームページで確認してください。
- 契約保証金（現金）と保険等との併用は不可です。
- 落札者が契約を締結しないときは、納付された入札保証金は還付しません。また、入札保証金を免除していた場合であっても、落札価格（消費税含む。）の100分の5に相当する金額を違約金として徴収します。
- 工事の予定（設計）価格における労務費は、公共工事設計労務単価に基づいています。このことを勘案し、使用者に対する賃金、社会保険等への加入等の処遇について十分に留意してください。
- 工事の予定（設計）価格には、建設業退職金共済制度の掛金相当額を積算しています。建設業退職金共済組合の「掛金収納書」を建設業退職金共済証紙購入状況報告書に添付し、市監督員に提出してください。
- 前払金、中間前払金、部分払を含め、支払に関しては、市監督員にお問い合わせください。

## 2 工程表及び現場代理人等届

- 契約締結の翌日から起算して7日以内に「工程表及び現場代理人等届」を市監督員と協議のうえ、契約検査室に2部提出してください。
- 現場代理人は、請負業者と雇用関係にあること、主任（監理）技術者は請負業者と3か月以上の雇用関係にあることが必要です。
- 現場代理人及び主任（監理）技術者は、原則として途中交代不可です。
- 一般競争入札の場合は、主任（監理）技術者を入札参加に必要な資格で定め、審査しているため、入札時の提出書類に記載された主任（監理）技術者と同じ者の配置が必要です。

## 3 現場代理人の常駐と兼任

- 現場代理人は、他の現場に従事している現場代理人又は主任技術者（監理技術者）との兼任は不可です。（注1）
- 注1にかかわらず、入札公告、指名通知又は見積依頼に常駐を要しない旨が記載されている工事案件に限り、合計2件まで現場代理人を兼任させることを可とします。なお、現場代理人を兼任させたいときは、「専任を要する現場代理人の兼務申請書」を契約検査室に2部提出してください。（注2）
- 現場代理人は、原則として当該工事現場に常駐（注2で認められた場合でも、いずれかの現場に常駐）し、市監督員との連絡が密接かつ十分にとれる態勢をとってください。
- 工事現場への専任を要する工事の場合には、主任（監理）技術者は、他の現場に従事している現場代理人、主任（監理）技術者及び営業所の専任技術者とは兼任不可です。
- 合併入札の場合は、工事ごとに「工程表及び現場代理人等届」を提出してください。現場代理人と主任（監理）技術者は必要となる資格を有する者であれば、両工事の兼任可とします。

## 4 下請契約の適正化

- 契約金額、支払期日、支払方法等について、下請契約の締結に当たっては適正化を図ってください。
- 下請負人に対し、法定福利費の内訳が明示された標準見積書の提出を求めるとともに、社会保険料相当額を適切に含んだ額で下請契約を締結してください。
- 下請負人が決定した場合は、下請契約締結から5日以内に「下請契約報告書」を契約検査室に提出してください。
- 一括下請は、市が適正な施工を期待して行った請負業者の選定の目的を損なうこととなり、建設業法違反となりますので禁止します。
- 過度な重層下請は、工事の品質低下を招くものであり、禁止します。

## 5 公共事業施行通知書

- 公共職業安定所が紹介する失業者の吸収を要する工事については、同所発行の「公共事業施行通知書の写」を市監督員に提出してください。

## 6 前払金

- 契約金額が500万円以上の場合（監理業務委託を除く。）は、契約締結の翌日から30日以内に前払金を請求することができます。前払金を請求される場合は、「前払金申請書」、「保証会社の保証証書」及び「請求書」を市監督員に提出してください。また、電子保証を利用される場合は、「前払金申請書」、「請求書」及び「認証キー」を市監督員に提出してください。
- 契約金額の40%（ただし、測量、調査、設計等の業務委託については、契約金額の30%）以内かつ3億円を限度とします。

## 7 中間前払金

- 前払金の支払いを受けた契約金額1,000万円以上の工事については、一定の要件を満たしている場合、中間前払金を請求することができます。中間前払金を請求される場合は、「中間前払金認定請求書」、「工事履行報告書」を市監督員に提出してください。市監督員より「認定調書」を交付されたら「中間前払金申請書」、「保証会社の保証書」及び「請求書」を市監督員に提出してください。また、電子保証を利用される場合は、市監督員より「認定調書」を交付されたら「中間前払金申請書」、「請求書」及び「認証キー」を市監督員に提出してください。
- 契約金額の20%以内で、3億円を限度とします。
- 部分払の支払いを受けた場合は、中間前払金を請求することができません。

## 8 部分払

- 契約金額が500万円以上の工事については、市長が適当と認めたものに限り、部分払を請求することができます。原則として、中間前払金の支払いを受けた場合、部分払を請求することはできません。
- 部分払を請求する場合は、「部分払申請書」を市監督員に提出し、出来形検査（既済部分）確認後、「請求書」を市監督員に提出してください。

## 9 完成届

- 工事が完成したときは、工事写真、建設業退職金共済掛金収納書、公共事業失業者吸収証明書その他必要書類とともに、「完成届」を市監督員に提出してください。

## 10 地域住民等との調整

- 工事概要を知らせ、災害防止のための協力を要請してください。
- 工事中に苦情、意見等があったときは、丁寧に対応して、必要な措置を講じてください。

## 11 工事現場の安全管理

- 工事の安全施工を常に心がけて現場管理をしてください。
- 安全管理について、現場の責任体制の確立と施工業者相互間の連絡、協調を図ってください。

- 危険な作業場所には、立入禁止の防護柵を設置してください。
- 現場の状況、作業方法に応じて、標識板、防護柵、保安灯等を適切に設置してください。
- 工事中は、安全巡視や安全設備の点検を十分にしてください。
- 作業内容に応じ、足場、通路等からの墜落防止対策や道路、民家等に近接する現場での飛来、落下等の防止対策を適切に行ってください。
- 建設機械による施工は、事前に作業手順などを決めて安全対策を立ててください。
- 個々の工事で、作業従事者の安全教育、訓練等を実施してください。
- ヘルメット、安全帯などの保護具の着用を指導してください。

## **1 2 交通安全対策**

- 交通の安全については、道路管理者、警察署等と十分協議して、道路標識、工事標示板、防護柵、保安灯等を適切に設置し、点検を的確に行ってください。
- 近隣住民や通行人のために、安全な通路等を確保してください。
- 現場の状況に応じて、交通監視員、誘導員等を適切に配置してください。
- 工事により発生した残材、廃材等は速やかに処分して、通行などの障害にならないようにしてください。
- 工事用資機材等の車両運搬において、積載超過のないようにしてください。
- さし枠の装置又は物品積載装置の不正改造をした運搬車両等が、工事現場に出入りすることのないようにしてください。

## **1 3 工事事務報告**

- 工事の施工中に事故が発生した場合は、直ちに市監督員に通報し、「工事事務報告書」を市監督員が指示する期日までに提出してください。

## **1 4 地元業者の活用、地元資材の優先的使用**

- 工事等の一部を下請発注する場合は、市内所在の業者を優先して選定するようお願いします。
- 工事等の施工に必要な各種の建設資材、建設機械等を購入又はリースする場合は、市内所在の業者を優先して選定するようお願いします。
- 工事等の施工に際し、作業員等の雇用を必要とする場合は、市内に住所を有する方を優先して雇用するようお願いします。

## **1 5 事業所実態調査**

- 公共工事等における不正行為を排除する観点から、不良不適格業者排除のため、事業所実態調査を行い、問題点があれば改善指導を行い、必要に応じ、建設業許可行政庁に通報するなどの措置を講じます。

## **1 6 公共工事等からの暴力団等の排除**

- 公共工事等からの暴力団等の排除の徹底については、公共事業の施工者として当然の責務であり、公共工事等への暴力団等の不当な介入は、

工事等の適正な施工を阻み、発注者とりわけ市民の信頼を裏切る行為です。暴力団等と判断した場合は、契約の解除及び違約金の徴収、指名停止の措置を講ずることになります。

- 暴力団等を下請人としていた場合は元請負人及び下請負人とも同様の措置を講ずることになりますので、下請負人に対しても周知徹底を図ってください。
- 公共工事等の施工に際し、暴力団等からの下請参入や資材購入等の要求、暴力団等の妨害等があった場合は、金銭的代償等による解決を図ることなく、速やかに市及び警察へ通報してください。これをせず、後日その事実が判明した場合も同様の措置を講じます。
- 契約締結時には、大牟田市暴力団排除条例等を認識・了承した旨の誓約書の提出が必要となります。
- 暴力団排除の取組み強化のため、予定価格が2億円以上の建設工事については、大牟田市公共工事からの暴力団等排除連携会議設置要綱に基づき、「暴力団等排除連携会議」を原則として設置することとなります。詳細は、市民協働部生活安全推進室（TEL：0944-41-2730）にお尋ねください。

入札契約に関するお知らせを大牟田市のホームページに掲載しています。

※ホーム> 市政 > 入札・契約・検査 > お知らせ > 入札・契約に関するお知らせ

不明な点等がありましたら、下記までお尋ねください。

大牟田市 企画総務部 契約検査室（契約担当）

TEL：0944-41-2590（直通）

FAX：0944-41-2592（直通）